

下松市・記者発表（配布）資料

令和8年2月10日

部 課 名	課 長	担 当 係 長	連 絡 先 (直 通)
総務部総務課	阿部 隆一	奥藤 芳幸	0833-45-1807
1 件 名	令和8年2月の強調月間推進項目について		
2 概 要	下松市では、毎月、強調月間推進項目及び実践事項を定め、別紙のとおり職員に通達しています。		
3 内 容	別紙 マイナンバーの適正な取扱いについて 詳しくは、デジタル推進課（0833-45-1806）にお問い合わせください。		
4 対 象 者	下松市職員		
5 そ の 他	実践事項は別紙のとおり		

各部課等の長 様

総務部長

マイナンバーの適正な取扱いについて

マイナンバーを用いた情報連携は、社会保障・税・災害対策などの分野で、住民と行政双方の手続の効率化と、利便性向上への活用が期待されています。

一方で、マイナンバーは高度な個人情報であり、その取扱いには慎重さが求められます。

そこで例年この時期に、総務課人事係とデジタル推進課が連携して「マイナンバー研修」を実施しています。

今回の研修の対象となっている職員も、そうでない職員も、今一度マイナンバーの適正かつ効果的な取扱いについて、下記事項を改めて確認してください。

記

《実践事項》

① マイナンバーの不要な紐づけはしない。

紐づけられた情報は、法令に基づき各関係機関と連携され外部に提供されます。また、マイナポータルで住民自身もそのことを確認できます。

② マイナンバーは基幹系ネットワーク内でのみ扱う。

LGWAN はインターネット側に繋がり、情報漏洩の危険性があります。

③ マイナンバーを含んだ情報の出力（印刷等）は最小限に。

出力する際は、内容と出力先に誤りがないか、十分確認してください。